

## 令和5年度「かごしま子ども調査」業務委託仕様書（案）

### 1 目的

「かごしま子ども未来プラン2020」の後継計画に包含する「子どもの貧困対策計画」の基礎データを得るため、鹿児島県内の子供や家庭の現在の生活・経済状態、将来の貧困に影響を与える可能性のある行動実態、子供の貧困対策に関連する施策の利用状況等を把握することを通じ、子どもの生活支援対策を進めるに当たっての課題や施策の効果等を確認するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象者等

(1) 調査地域

鹿児島県全域

(2) 調査対象者

県内公立中学校2年生（義務教育学校8年生を含む。）及びその保護者

(3) 調査対象者数

約14,500組

合計 28,704人（中学生14,352人、保護者14,352人）

(4) 調査期間

約2か月（10～12月）

(5) 実施方法

調査はオンライン回答とし、親子別々にQRコードを付した調査票案内文（A4片面：モノクロ1枚）を学校を通じて生徒へ配布する。

生徒は学校のタブレット等を用いて回答、保護者は生徒が持ち帰った調査票案内文からスマートフォン等を用いて回答する。

(6) 設問数及び設問内容

ア 設問数：中学生18問・保護者34問

イ 設問内容：内閣府が令和2年度に実施した「子どもの生活状況調査」に県独自の設問を加えたものとし、原稿は県が提供する。

### 3 業務委託の内容

(1) オンライン上の質問項目及びそれに対する回答選択肢の作成

- ・回答しやすく工夫された調査フォームとすること。
- ・個人が特定できないような配慮をすること。

(2) 調査票案内文（A4片面：モノクロ1枚）の印刷

※ 案内文の見本は県が作成する。

ア 中学生用 14,500部

イ 保護者用 14,500部

(3) 相談窓口の案内文（A4両面：カラー2枚）の印刷

※ 案内文の見本は県が作成する。

ア 中学生用 14,500部

- (4) 封筒の調達（配布用）  
14,500部（角2）  
※ 発送用封筒には「鹿児島県子ども調査へのご協力のお願い」並びに調査担当事業者名・連絡先及び県担当課名・連絡先を印刷すること。
- (5) 督促文書（A4片面：モノクロ1枚）の印刷・配布・封筒の用意  
回答率が低く、督促を行った方がよい学校がある場合は、県に連絡の上、督促文書を送付する。  
※ 督促文書は県が作成する。
- (6) 調査票案内文の発送  
県内公立中学校（義務教育学校を含む。）へ配布する。  
ア 発送先の学校名  
県がデータで提供する。（県内公立中学校等 204校）  
イ 送料  
受託者負担（委託料に含まれる。）
- (7) 調査票データの集約・集計・分析・考察業務  
ア 調査票データの集約  
（ア）中学生用 18項目  
（イ）保護者用 34項目  
イ 集計・分析の内容  
内閣府が実施した令和2年度「子どもの生活状況調査」の集計・分析方法を踏まえること。  
（ア）単純集計  
調査票の設問ごとに集計。  
市町村ごとに集計し、ファイルを作成。  
（イ）クロス集計  
世帯の収入により「中央値の1/2未満」「中央値の1/2以上中央値未満」「中央値以上」の3分類で集計または「ふたり親世帯」「ひとり親世帯」「ひとり親世帯のうち母子世帯のみ」に区分して集計  
（ウ）各項目の集計結果に関する分析  
（エ）内閣府が実施した令和2年度「子どもの生活状況調査」結果との比較、また、前回調査「平成28年度かごしま子ども調査」結果との比較を行う。  
（オ）クロス集計や平均値の全国比較、経年比較等では検定を行い、統計的に有意な結果と、そうでない結果を区別する。
- (8) 調査結果報告書の作成  
ア 概要版  
内閣府の「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」P2～12と同様に作成すること。県の指示により、全国調査結果との比較を行うこと。  
イ 完成版  
調査結果報告書（A4版：モノクロ）を作成し、冊子で10冊提出すること。

※ 内閣府の「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」P1～124及びP370の内容に加え、調査票2種類並びに(7)イを掲載すること。

※ (7)イ(ア)の市町村ごとの集計結果は掲載しない。

(9) (7) の電子データ提出 (CD 1枚)

内閣府の「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」を参考に分割ファイルと一括印刷用ファイルを作成し、電子データで提出すること。

また、概要版報告書に使用したグラフ等の電子データも併せて提出すること。

#### 4 履行期限

令和6年3月29日(金)

#### 5 業務委託に係る著作権

(1) 本業務委託で制作された著作物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び著作権は、全て鹿児島県に帰属するものとする。ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

(2) 本業務委託で制作された著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(3) その他、本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできないものとする。

#### 6 その他

業務の各課程においては、鹿児島県子育て支援課と十分な協議、連携を行うこと。